

令和7年12月定例月議会  
令和7年12月23日  
**総務教育常任委員会**  
**資料**

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第123号	長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について	人事課	2
議案第124号	長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について	人事課	4

総務部

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第123号
所管課	人事課

## 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨・理由

本市特別職（市長、副市長及び教育長）に係る期末手当の支給割合は、特別職の国家公務員に係る期末手当の支給割合に準じていることから、当該支給割合が改定されたことに伴い、条例の一部を改正します。

### 2 改正内容

期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。

	6ヶ月期	12ヶ月期
令和7年度	1.725月（支給済み）	<u>1.775月</u> （現1.725月）
令和8年度以降	1.75月	1.75月

### 3 施行期日

#### (1) 令和7年度分

令和8年1月1日から施行し、令和7年12月1日に遡及して適用

#### (2) 令和8年度以降分

令和8年4月1日から施行

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 参考

議員の期末手当の支給割合は、長浜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例において市長等の例によるとされています。そのため、当条例の改正により、議員の期末手当の支給割合も改定されます。

## 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正

### 新旧対照表

(第1条関係)

新	旧
<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 市長等の通勤手当及び期末手当の額は、長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の<u>177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 市長等の通勤手当及び期末手当の額は、長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の<u>172.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p>

(第2条関係)

新	旧
<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 市長等の通勤手当及び期末手当の額は、長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第16条第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の<u>175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 市長等の通勤手当及び期末手当の額は、長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例によるものとする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の<u>177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。</p>

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第124号
所管課	人事課

## 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨・理由

令和7年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、本市職員の給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正します。

### 2 改正する条例

- (1)長浜市職員の給与に関する条例
- (2)長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3)長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### 3 主な改正内容

#### (1) 一般職員の給料月額改定

採用市場での競争力向上のため、初任給を引き上げます。また、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る給料月額の引上げ改定を行います。（行政職給料表の平均改定率は3.25%、平均改定額は10,944円）

#### (2) 会計年度任用職員の給料月額改定

一般職員の給料月額の引上げを踏まえて、給料月額を引き上げます。

#### (3) 一般職員及び会計年度任用職員の給与改定

- ①期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げます。

		6月期	12月期
令和7年度	期末手当	1.250月（支給済み）	1.275月（現1.25月）
	勤勉手当	1.050月（支給済み）	1.075月（現1.05月）
令和8年度 以降	期末手当	1.2625月	1.2625月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月

- ②医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の限度額を改定します。

- ③通勤手当について、自動車等の使用距離の区分に応じて、手当額を200円から7,100円までの幅で引き上げます。

- ④宿日直手当について、支給限度額を改定します。

(4) 特定期付職員の給与改定

一般職員と同様に人事院勧告を踏まえて給料月額等を引き上げます。

4 施行期日

(1)令和8年1月1日施行（令和7年4月1日に遡及して適用）

3(1)、3(3)②、3(3)③、3(3)④、3(4)

(2)令和8年1月1日施行（令和7年12月1日に遡及して適用）

3(3)①の令和7年度分

(3)令和8年4月1日

3(2)、3(3)①の令和8年度以降分

5 新旧対照表

別紙のとおり

# 長浜市職員の給与に関する条例の一部改正

## 新旧対照表

(第1条関係)

新	旧
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
<b>第6条の4</b> 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号及び第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。	<b>第6条の4</b> 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号及び第4号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。
(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>417,600円</u>	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u>
(2) (略)	(2) (略)
(3) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前2号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>52,100円</u>	(3) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前2号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u>
(4) (略)	(4) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(通勤手当)	(通勤手当)
<b>第9条</b> (略)	<b>第9条</b> (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に、自動車等を駐車するための施設を併せて利用している場合にあっては、2,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額 ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に、自動車等を駐車するための施設を併せて利用している場合にあっては、2,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額 ア・イ (略) ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>

新	旧
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>
(3) (略)	(3) (略)
3～9 (略)	3～9 (略)
 (宿日直手当) 第15条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 <u>1回につき22,500円</u> を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、 <u>月額23,500円</u> を超えない範囲内において、規則で定める額とする。	
(期末手当)	
<b>第16条</b> (略)	<b>第16条</b> (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～13 (略)	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。 4～13 (略)
 (勤勉手当)	
<b>第16条の2</b> (略)	<b>第16条の2</b> (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100</u>	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100</u>

新	旧
<u>分の52.5を乗じて得た額の総額</u> 3～5 (略)	<u>分の50を乗じて得た額の総額</u> 3～5 (略)

(第2条関係)

新	旧
(期末手当)	(期末手当)
<b>第16条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4～13 (略)	<b>第16条 (略)</b> 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～13 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
<b>第16条の2 (略)</b> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	<b>第16条の2 (略)</b> 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(第3条関係)

新	旧
(特定任期付職員の給与に関する特例)	(特定任期付職員の給与に関する特例)
<b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	<b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号俸	給料月額
----	------

号俸	給料月額
----	------

新		旧	
1	<u>405,000円</u>	1	<u>392,000円</u>
2	<u>455,000円</u>	2	<u>440,000円</u>
3	<u>508,000円</u>	3	<u>492,000円</u>
4	<u>574,000円</u>	4	<u>555,000円</u>
5	<u>655,000円</u>	5	<u>634,000円</u>
6	<u>765,000円</u>	6	<u>740,000円</u>
7	<u>893,000円</u>	7	<u>864,000円</u>
2～4	(略)	2～4	(略)
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
<b>第8条</b> (略)		<b>第8条</b> (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4第1項、第16条第2項、第16条の2第2項第1号及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第16条の4第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第16条の2第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、給与条例第16条の4第2項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4第1項、第16条第2項、第16条の2第2項第1号及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第16条の4第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条の2第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第16条の4第2項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。	
3 (略)		3 (略)	

(第4条関係)

新		旧	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
<b>第8条</b> (略)		<b>第8条</b> (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4第1項、第16条第2項、第16条の2第2項第1号及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第16条の4第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第16条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第16条の2第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、給与条例第16条の4第2項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の4第1項、第16条第2項、第16条の2第2項第1号及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第15条の4第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第16条の4第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第16条の2第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、給与条例第16条の4第2項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。	
3 (略)		3 (略)	

新	旧

## 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(第5条関係)

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p><b>第16条</b> (略) 2・3 (略)</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第16条の2</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第16条</b> (略) 2・3 (略)</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第16条の2</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

(第6条関係)

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p><b>第16条</b> (略) 2・3 (略)</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第16条の2</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第16条</b> (略) 2・3 (略)</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第16条の2</b> (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>